

ヤングケアラーって？

法令上の定義はありませんが、一般に「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。



それによって、勉強や部活動など、本来なら享受できたはずの「子どもとしての時間」が過こせなくなり、**将来的に学業や交友関係、生活リズム等に影響が及ぶ可能性がある**と言われています。



※参考：子ども家庭庁ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



例えばこんなこと、
思い当たりませんか？



自分や身の回りの子ども・若者が、



買い物、掃除、洗濯などの家事をしている。



幼い兄弟、病気や障害のある家族の世話や見守り、看病や通院同行、介護をしている。



家計を支えるためのアルバイトをしている。



精神的に不安定な家族の話を日常的に受け止めている。



日本語が母語ではない家族の通訳や、病気や障害の手伝いのために、行政の窓口に行っている。



アトリエ ATELIER

窓口の開設時間

電話・メール・LINE 相談共通

月～金曜日 9:00-17:00
(土・日・祝日及び年末年始は休業)

※状況に応じて、上記以外の時間帯での相談も可能です。まずはご連絡ください。

相談・問い合わせ先

☎ 080-7480-7881

✉ atelier@diversitykobo.org

LINE ID : @633oxohq

「ID 検索」から上記の ID の検索、または「QR コード」から左記の QR コードを撮影して友達登録してください。



運営母体



特定非営利活動法人

ダイバーシティ工房

<https://www.diversitykobo.org/>

千葉県委託 ヤングケアラー支援体制構築事業

千葉県ヤングケアラー 総合相談窓口



千葉県
マスコットキャラクター
チーバくん

学校でも、家でもない空間で、
じぶんのことを
かんがえる